

市有財産売払 一般競争入札 案内書

入札参加申込受付期間：令和8年10月13日(火)～令和8年10月23日(金)

申込受付場所：甲斐市役所 竜王庁舎本館3階 アセットマネジメント推進課

入札期間：令和8年10月30日(金)～令和8年11月9日(月)

入札書提出場所：甲斐市役所 竜王庁舎本館3階 アセットマネジメント推進課

開札日：令和8年11月10日(火)

開札会場：甲斐市役所 竜王庁舎本館3階 大会議室

甲斐市

目 次

一般競争入札物件一覧 -----	P 2
入札参加申込から所有権移転までのながれ -----	P 3
一般競争入札による市有財産売払いの案内 -----	P 4 ～ P 11
◆ はじめに	
Ⅰ 入札参加申込	
Ⅱ 入札保証金	
Ⅲ 入札方法	
Ⅳ 開札	
Ⅴ 売買契約の締結	
Ⅵ 売買代金の納付	
Ⅶ 所有権移転	
Ⅷ その他	
様式・記入例等 -----	P 12 ～ P 26
・ 市有財産売払一般競争入札 入札参加申込書兼誓約書（第 1 号様式）	
・ 市有財産売払一般競争入札 入札参加申込書兼誓約書（記入例）	
・ 入札保証金提出書（第 2 号様式）	
・ 役員一覧（第 3 号様式）	
・ 委任状（第 4 号様式）	
・ 入札保証金納付証明書（第 5 号様式）	
・ 入札書（第 6 号様式）	
・ 立会申請書（第 7 号様式）	
・ 入札保証金充当承諾書兼契約保証金充当承諾書（第 8 号様式）	
・ 土地売買契約書〔案〕（第 9 号様式）	
物件調書 -----	P 27 ～ P 34

一般競争入札物件一覧

入札期間：令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）～令和 8 年 1 1 月 9 日（月）

開札日：令和 8 年 1 1 月 1 0 日（火）

物件 番号	所在及び地番	現況 地目	公募 地目	実測 面積	実測 面積計	最低売払 価格
R8-1	甲斐市 篠原字大冷間 1174 番	雑種地	宅地	311.31 m ²	332.33 m ²	6,746,000 円
	甲斐市 篠原字大冷間 1176 番 5	雑種地	宅地	21.02 m ²		
R8-2	甲斐市 中下条字前田 1245 番 3	雑種地	宅地	98.97 m ²	98.97 m ²	4,276,000 円
R8-3	甲斐市 篠原字戸田道下 795 番 19	雑種地	宅地	29.53 m ²	96.32 m ²	1,926,000 円
	甲斐市 篠原字戸田道下 797 番 5	雑種地	宅地	66.79 m ²		
R8-4	甲斐市 岩森字道下 1629 番 11	雑種地	宅地	120.60 m ²	163.93 m ²	3,213,000 円
	甲斐市 志田字水無 372 番 1	雑種地	宅地	43.33 m ²		

入札参加申込から所有権移転までのながれ

I	入札参加申込	P4
	入札参加を希望される方は、入札参加資格を確認の上、受付期間内に必要な書類を整備し、郵送または直接持参（受付期間中必着）により申し込みをしてください。 【受付期間】 令和8年10月13日（火）～令和8年10月23日（金） 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝祭日を除く。） 【受付場所】 甲斐市役所 総務部アセットマネジメント推進課 資産活用係 （本館3階32番窓口）	
II	入札保証金	P6
	入札保証金は、売払物件ごとに、 <u>入札しようとする金額</u> の100分の5以上の金額を次の期日までに納付してください。 【納付期限】 令和8年10月29日（木）	
III	入札方法	P7
	「簡易書留」で郵送または直接持参（受付期間中必着）してください。 【受付期間】 令和8年10月30日（金）～令和8年11月9日（月） 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝祭日を除く。） 【受付場所】 甲斐市役所 総務部アセットマネジメント推進課 資産活用係 （本館3階32番窓口）	
IV	開札	P9
	開札を行います。 【日時】 令和8年11月10日（火）午前10時から 【場所】 甲斐市役所 竜王庁舎本館3階 大会議室	
V	売買契約の締結	P10
	契約の締結及び契約保証金として落札額の100分の10以上を納付 【契約締結期限】 令和8年11月17日（火）まで	
VI	売買代金の納付	P10
	落札金額から入札保証金及び契約保証金納付額を控除した金額の納付 【売買代金支払期限】 令和8年12月18日（金）まで	
VII	所有権移転	P11
	売買代金の支払後1か月程度	
VIII	その他	P11

詳細は4ページ以降の項目によりご確認ください。

◆ 一般競争入札による市有財産売払いの案内 ◆

◆はじめに

- 1 一般競争入札に参加される方は、本案内書及び物件調書の内容を熟読の上、あらかじめ記載事項のほか、記載されていない事項についてもご自身で現地の状況及び利用制限等を調査し、内容を十分にご理解の上、入札に参加してください。
- 2 物件は、現状有姿（あるがままのすがた）の引渡しです。当該土地に存在する工作物や樹木等はそのままの引渡しとなります。
- 3 物件は、実測面積での売り払いとなります。買受人は、登記簿面積と実測面積に相違がある可能性があることを承諾するものとし、引渡し後の買受人による実測によって面積に差異が生じた場合でも、売買代金の精算は致しません。
- 4 入札に使用される印鑑は、印鑑登録をされている実印をご使用ください。

I 入札参加申込

1 一般競争入札参加資格

入札は、個人・法人を問いませんが、次のいずれかに該当する者は参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者。又は、同条第2項各号の規定に該当する者であつて、当該各号に該当する事実があった日から3年を経過していない者
- (2) 個人又は法人の役員等、もしくは代理人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号及び同法第32条第1項各号の規定に該当する者
- (3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - イ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ロ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用する等している者
 - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ニ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - ホ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員または構成員
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する甲斐市職員
- (7) 所在市区町村税を滞納している者
- (8) 前記（2）～（7）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (9) 日本語を完全に理解できない者

2 条件等について

売払物件については、以下の条件が付されます。また、売払物件の所有権を第三者に移転し、又はその物件を第三者に貸し付ける場合についても、当該条件を付して売払い及び貸付けするものとするという条件を付しますので、ご注意ください。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号及び同法第32条第1項各号の規定する暴力団等の事務所その他これらに類する用途に供して

はならない。

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途に供してはならない。

なお、この条件の履行状況を確認するため実地調査等を行うことがあり、また違反した場合には違約金を請求することとします。

3 共同入札の不可について

一つの物件を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

この一般競争入札では、共同入札は不可といたします。

4 個人情報の取り扱いについて

一般競争入札（市有財産売却）に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

個人情報は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置等を行うことを目的として利用します。

- (1) 一般競争入札の参加申し込みを行う際に、住民登録等のされている住所、氏名等（参加者が法人の場合は、登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を市有財産売却の参加者情報として登録すること。
- (2) 入札参加資格確認のため、警察当局へ情報提供すること。
- (3) 入札者の市有財産売却参加者情報について、甲斐市文書管理規程（令和 6 年甲斐市訓令第 4 号）に基づき保管すること。
- (4) 落札結果について、甲斐市のウェブサイト上で一定期間公開されること。

5 一般競争入札の参加申込

入札に参加をする場合、売却物件ごとに参加申し込み及び入札保証金の納付が必要です。

(1) 受付期間

令和 8 年 10 月 13 日（火）～令和 8 年 10 月 23 日（金）

（土・日曜日、祝祭日を除く。）午前 9 時～午後 5 時（受付期間中必着）

※上記以外の申し込みは、受け付けいたしません。

(2) 提出先

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

甲斐市役所 総務部アセットマネジメント推進課 資産活用係（本館 3 階 32 番窓口）

※提出方法は、郵送もしくは直接持参といたします。

※郵送の場合は、令和 8 年 10 月 23 日（金）必着とする。

(3) 提出書類【各 1 部】

記入漏れ等が無いよう十分に確認し提出してください。

なお、申請書等の作成及び提出に係る費用は、申込者負担となります。

①市有財産売却一般競争入札 入札参加申込書兼誓約書（第 1 号様式）

※必ず裏面に誓約書を印刷してください。

- ・落札後の売買契約の締結や所有権移転登記は、入札参加申込書に記入された申込者名義でしか行えません。
- ・押印する印鑑は、印鑑登録されたものと同じの実印を用いてください。
- ・市が入札参加要件不適格と認めた場合、入札参加申し込みの受付後であっても、入札に参加できません。

②住民票抄本（マイナンバーの記載のないもの）

- ・個人での申し込みの場合のみ必要となります。
- ・発行後3か月以内の原本を1部提出してください。

③登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

- ・法人での申し込みの場合のみ必要となります。
- ・発行後3か月以内の原本を1部提出してください。

④入札保証金提出書（第2号様式）

- ・入札しようとする金額の100分の5以上の金額を記入してください。（入札金額ではありません。）

⑤役員一覧（第3号様式）

- ・法人での申し込みの場合のみ必要となります。

⑥未納のない証明（令和8年度分の納税証明書等）

- 〈個人〉
 - ・市内に住所を有する場合…甲斐市役所竜王庁舎本館1階収納課
 - ・市外に住所を有する場合…居住地の市区町村
- 〈法人〉
 - ・市内に本店が所在する場合…甲斐市役所竜王庁舎本館1階収納課
 - ・市外に本店が所在する場合…所在地の市区町村

⑦印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

- ・発行後3か月以内の原本を提出してください。

⑧委任状（第4号様式）

- ・代理人により入札参加する場合のみ必要となります。

※入札参加申込後に住所等変更のあった場合はご連絡ください。

※一旦提出された書類は、理由に関わらず返却できませんのでご了承ください。

Ⅱ 入札保証金

1 入札保証金について

- (1) 入札保証金は、売払物件ごとに入札しようとする金額の100分の5以上の金額を納付期限までに、入札参加しようとする者の名義で納付してください。（1円未満切り上げ）
- (2) 入札保証金には利息を付しません。
- (3) 入札保証金が入札しようとする金額の100分の5に満たない場合は、無効な入札となり落札できなくなりますのでご注意ください。

※入札できる金額は入札保証金の20倍までです。例えば、2,000万円の入札価格で入札する場合は、100万円以上の入札保証金の納付が必要です

2 納付方法について

- (1) 納付期限 令和8年10月29日（木）まで
- (2) 納付方法

一般競争入札参加申込書の提出後、甲斐市から「納入通知書・領収書」を手渡しまたは郵送しますので、納付期限までに納入通知書・領収書に記載された甲斐市が指定する金融機関の窓口で納付してください。なお、会計課窓口及び指定した金融機関以外から納付する場合の振込手数料は、参加申込者の負担となります。

- (3) 甲斐市が指定する金融機関

「山梨中央銀行、山梨みらい農業協同組合、梨北農業協同組合、山梨信用金庫、甲府信用金庫、山梨県民信用組合」の本・支店
甲斐市役所 竜王庁舎本館1階 会計課窓口

3 落札者の入札保証金

落札者の入札保証金は、契約時に必要な契約保証金に充当することができます。契約保証金に充当しない場合は、契約締結後にお返しします。

なお、落札者が落札物件の売買契約を締結しない場合は、入札保証金は違約金として甲斐市に帰属します。

4 落札者以外の入札保証金

落札者以外の入札保証金は、入札参加申込時に提出いただいた入札保証金提出書（第2号様式）により指定口座に返還します。

また、参加申し込みは行ったが入札を行わなかった場合も、入札保証金の返還は入札終了後となります。

なお、入札日から返還までに概ね1か月程度の期間を要しますので、ご了承ください。

Ⅲ 入札方法

1 入札期間

令和8年10月30日（金）～令和8年11月9日（月）（土・日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時（受付期間中必着） ※期間外の申し込みは、受け付けいたしません。

2 入札時提出書類

（1）入札書（第6号様式）

- ・入札物件ごとに作成してください。
- ・入札書は、ボールペン、万年筆等の消せないペンを使用してください。氏名、入札金額、入札対象物件欄を記入し、印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）と同一の実印を押印してください。

（2）入札保証金納付証明書（第5号様式）

入札保証金の納付を確認するため、金融機関で振込み手続きの際に渡された「納入通知書・領収書」のコピーを貼付けて提出してください。

3 提出方法

- （1）提出先 〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地 竜王庁舎本館3階
甲斐市役所総務部アセットマネジメント推進課資産活用係 宛

※提出方法は、簡易書留による郵送もしくは直接持参といたします。

※郵送の場合は、令和8年11月9日（月）必着とする。

（2）入札書提出用封筒

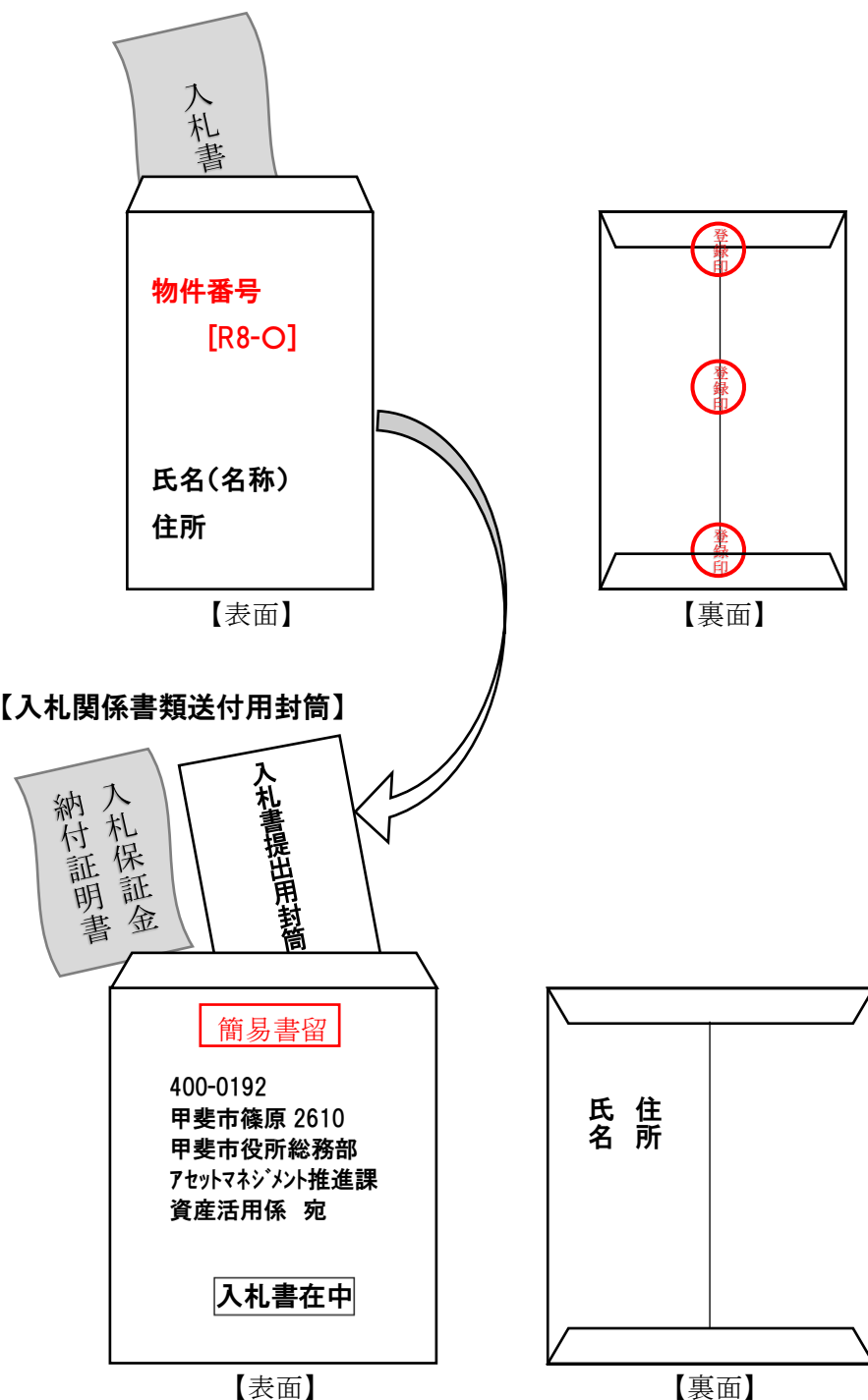
- ・封筒の表面に「物件番号」を朱書きし、「住所及び氏名」を記載のうえ、入札書のみ入れて糊付けにより封かんし、封印をしてください。
- ・封印には、入札書に押印した登録印（代理人の場合は代理人使用印）を使用し、封筒のつなぎ目3か所に押印してください。糊付け、封印のないものは無効です。

（3）入札関係書類送付用封筒

- ・上記（2）の入札書提出用封筒と入札保証金納付証明書を入れてください。

※封筒参考例は次のページ

【入札書提出用封筒】※入札書は折りたたんで入れても構いません。



- 4 注意事項
- ・入札の回数は1回とし、再度入札は実施しません。
 - ・入札期間の最終日の午後5時を過ぎた場合は、入札に参加できません。

5 無効な入札

I.1 一般競争入札参加資格の一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
- (2) 指定した日時までに到着しなかった入札

- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金の納付が確認できない者の入札
- (5) 入札金額が最低売払価格に達しない額の入札
- (6) 入札保証金が入札金額の100分の5未満の額の入札
- (7) 入札書に入札者の住所、氏名(法人の場合は、法人名及び代表者名)の記載及び押印のない入札。また、代理人により入札する場合は、入札書に入札者の住所、氏名の記載並びに代理人の住所、氏名の記載及び押印のない入札
- (8) 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他入札書の必要記入事項を欠いた入札
- (11) 1物件につき、入札者又はその代理人が1人で2通以上の入札をした場合は、その全部の入札
- (12) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札をした場合は、その双方の入札
- (13) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (14) 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿(法人のみ)の提出がない入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

6 市有財産売払いの中止について

- (1) 一般競争入札の参加申し込み開始後、やむを得ない事情により市有財産売払いを中止することがあります。
- (2) 市有財産売払いが中止となった場合、納付された入札保証金は中止後に返還します。なお、入札保証金返還まで中止後1か月程度要することがあります。
- (3) 市有財産売払いが中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、甲斐市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

IV 開札

1 開札日時及び場所

日時 令和8年11月10日(火) 午前10時から(受付: 午前9時50分から)
場所 甲斐市役所 竜王庁舎本館3階 大会議室

2 開札立会い

- ・入札者は開札に参加できます。(参加は任意) その場合、立会申請書(第7号様式)を提出すること。
- ・立会申請書提出期限 令和8年11月6日(金) 午後5時まで
- ・立会申請書提出場所 甲斐市役所 総務部アセットマネジメント推進課 資産活用係
(本館3階32番窓口)
- ・本人を確認するため、本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)及び入札保証金を納付したときの納入通知書兼領収書(原本)を持参してください。
- ・入札者本人から依頼を受けて、代わりに開札会場に参加する場合は、入札者本人の代理人であることを確認するため、前記の納入通知書兼領収書(原本)を持参してください。ただし、入札者本人の代理人は1名のみとします。
- ・入札者の立会いがないときは、当該入札事務に関係のない甲斐市職員を立ち合わせます。

3 落札者の決定方法

- ・有効な入札を行った者のうち、入札最低価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札された者を落札者とします。
- ・落札となるべき同価の入札をした方が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定します。ただし、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない甲斐市職員にくじを引かせます。
- ・開札結果は、落札者のみに文書で通知します。開札結果の照会については、開札日の翌日以降にお答えします。
- ・開札結果は、甲斐市のウェブサイトにおいて公表します。
- ・落札者には、「入札保証金充当承諾書兼契約保証金充当承諾書（第8号様式）」を郵送しますので、契約締結前までに提出をお願いいたします。

【提出書類】

入札保証金充当承諾書兼契約保証金充当承諾書（第8号様式）

V 売買契約の締結

1 契約保証金

- (1) 契約締結前に、売買代金の100分の10以上の契約保証金の納付が必要です。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、**入札保証金充当承諾書**を提出いただくことで、契約保証金に全額充当することができます。その場合、売買代金の100分の10以上（1円未満切り上げ）から入札保証金を差し引いた金額を、市が発行する納入通知書・領収書により納付してください。
- (3) 契約締結と同時に売買代金全額を納付する場合は、契約保証金の納付は不要です。
- (4) また、落札者が、土地売買契約締結期限までに甲斐市の定める契約を締結しない場合は、入札保証金は市に帰属し、返還することはできませんので、ご注意ください。

2 契約の締結

売買契約締結期限 令和8年11月17日（火）まで

土地売買契約書（案）（第9号様式）により、落札者名義で締結していただきます。売買物件には、土地利用に関する条件などを付しますので、必ず契約書（案）をご確認ください。なお、契約書に添付する収入印紙などの費用は落札者負担となります。

VI 売買代金の納付

1 契約締結と同時に売買代金全額を納付する場合

契約締結日に売買代金（入札保証金を充当する場合は、売買代金から入札保証金を差し引いた額。）をご用意ください。**契約締結時に**、市が発行する納入通知書・領収書により竜王庁舎本館1階の会計課窓口で納付してください。また、事前に契約締結予定日時の連絡が必要です。

2 契約締結と同時に売買代金全額を納付しない場合

契約保証金の納付が必要です。契約保証金は、売買代金の100分の10以上（1円未満切り上げ）の額（入札保証金を充当する場合は、契約保証金から入札保証金を差し引いた額。）をご用意ください。契約締結前に、市が発行する納入通知書・領収書により納付してください。また、事前に契約締結予定日時の連絡が必要です。

契約締結後、**契約保証金充当承諾書**を基に売買代金から契約保証金を差し引いた額の納入通知書・領収書を発行するので、納付期限【令和8年12月18日（金）】までにⅡ. 1. 2.

(3)にある金融機関で納付してください。売買代金の残金納付にかかる費用(手数料等)は落札者負担となります。また、売買代金の残金納付を竜王庁舎本館1階の会計課窓口で行う場合は、事前に納付予定日時の連絡が必要となります。

なお、売買代金を納付期限までに納入されない場合は、契約保証金は市に帰属します。また、契約保証金に係る利子は付きません。

Ⅶ 所有権移転

1 所有権の移転及び物件の引渡し

- (1) 落札者が売買代金全額を納付した時点で、所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。
- (2) 所有権移転までの間、使用又は収益することはできません。
- (3) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に市有財産売り払いの財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失等甲斐市の責に帰すことのできない損害の負担、また、動産類やゴミなどの撤去は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

2 所有権の移転登記

- (1) 所有権の移転登記は、売買代金全額納付の確認後、落札者の請求により市が行います。
- (2) 土地売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。なお、登録免許税の金額については、固定資産税課税台帳に価格がないため、甲府地方法務局(055-252-7151)にご確認ください。
- (3) 所有権移転の登記が完了するまで、売買代金(契約保証金充当残額)の支払後1か月程要することがありますので、ご承知置きください。

Ⅷ その他

- 1 物件の引渡しは、現状有姿で行います。必ず事前に現地の状況等をご確認いただき、法令に基づく制限等も調査確認を行ってください。
- 2 開発等(建築等)に当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例等の法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
また、電気、ガス、水道、下水道の利用に当たっての必要工事等は、買受人の負担において行っていただきます。
- 3 買受人が、売買契約締結後、落札物件に数量の不足又その他契約の内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減額もしくは損害賠償請求又は契約の解除をすることができません。
- 4 買受人が、売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を請求します。

様式・記入例等

市有財産売払一般競争入札 入札参加申込書 兼 誓約書

甲斐市長 保坂 武 様

私（当社）は、次の物件の売り払いに係る一般競争入札に参加したいので、甲斐市財務規則、市有財産売払一般競争入札案内書及び現地を了知のうえ、入札への参加を申し込みます。

また、私（当社）は、市有財産売払一般競争入札案内書の入札参加資格に該当することを前提に、裏面の誓約書事項を確認したこと、またこの申込書及びその他申込関係書類の記入事項が事実と相違ないことを誓約します。

併せて、甲斐市が入札参加資格確認のため、警察当局へ照会することに同意します。

申込者	住 所 (所在地)	(〒 -)
	ふりがな 氏 名 (法人名及び代表者名)	(印鑑登録印)
	電話番号	

入札対象物件	物件番号	所在及び地番
	R 8 -	

この申込書は、売払物件ごとに作成してください。

《添付書類》

- ☐住民票抄本(マイナンバーの記載のないもの)・個人の場合
- ☐登記事項証明書(履歴事項全部証明書)・法人の場合
- ☐入札保証金提出書
- ☐役員一覧
- ☐未納のない証明書(令和8年度分の納税証明書等)
- ☐印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ☐委任状(代理人入札の場合)

《裏面に誓約書を印刷すること》

※受付印

誓 約 書

以下を誓約いたします。

今般、甲斐市の一般競争入札（市有地売払）に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、市有財産売払一般競争入札案内書及び甲斐市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに甲斐市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、甲斐市に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号及び同法第32条第1項各号に該当するものではありません。
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員または構成員
- 4 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - （1）正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - （2）入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - （3）落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - （4）契約の履行をしないこと。
 - （5）契約に違反し、契約の相手方として不適当と甲斐市に認められること。
 - （6）入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - （7）社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - （8）天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

記入例

令和 年 月 日

提出日を記入

市有財産売却一般競争入札
入札参加申込書 兼 誓約書

甲斐市長 保坂 武 様

私（当社）は、次の物件の売り払いに係る一般競争入札に参加したいので、甲斐市財務規則、市有財産売却一般競争入札案内書及び現地を了知のうえ、入札への参加を申し込みます。

また、私（当社）は、市有財産売却一般競争入札案内書の入札参加資格に該当することを前提に、裏面の誓約書事項を確認したこと、またこの申込書及びその他申込関係書類の記入事項が事実と相違ないことを誓約します。

併せて、甲斐市が入札参加に同意します。

印鑑（登録）証明書に記載された住所、
氏名をご記入ください。

申込者	住 所 (所在地)	(〒 -)	印鑑（登録）証明書の印鑑 を押印してください。
	ふりがな 氏 名 (法人名及び代表者名)		
	電話番号		



入札対象物件	物件番号	所在及び地番
	R 8 -	甲斐市〇〇 △△番△ 甲斐市〇〇 △△番△

この申込書は、売却物件ごとに作成してください。

入札する物件番号と、所在及び地番を記載してください。

《添付書類》

- ☐住民票抄本(マイナンバーの記載のないもの)・個人の場合
- ☐登記事項証明書(履歴事項全部証明書)・法人の場合
- ☐入札保証金提出書
- ☐役員一覧
- ☐未納のない証明書(令和8年度分の納税証明書等)
- ☐印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ☐委任状(代理人入札の場合)

※受付印

《裏面に誓約書を印刷すること》

入札保証金提出書

令和 年 月 日

甲斐市長 保坂 武 様

入札者 住所 _____

氏名 _____ 印
(印鑑登録印)

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印
(委任状の代理人使用印)

入札保証金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺	
											円

入札対象物件	物件番号	所在地及び地番
	R8-	

「市有財産売却一般競争入札案内書」を承知の上、上記のとおり入札に係る入札保証金として提出します。

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。

返 還 先	金融機関名			支店名						
	預金種別	普通・当座		口座番号						
	口座名義人		(フリガナ)							

- (注) ① 代理人により入札するときは、申込人(委任者)の住所、氏名を「入札者」欄に記入し、代理人の住所、氏名を「代理人」欄に記入してください。
- ② 金額は算用数字、右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- ③ 入札保証金は、入札しようとする金額の100分の5以上(1円未満切り上げ)としてください。100分の5に満たない場合は、無効な入札となります。

※法人の方が申し込まれる
場合のみ必要です。

役 員 一 覧

役職名	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	住 所
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	

(注) ・法人登記簿謄本に記載されている現在の役員全員（監査役含む。）を記入してください。

・「性別」欄、「生年月日」欄は、該当する性、年号を ○で囲んでください。

委任状

令和 年 月 日

甲斐市長 保坂武様

委任者（委任した人）

〒 -

住 所 _____

氏 名

(法人名及び代表者名) _____ 印(印鑑登録印)

私は、次の者を代理人と定め、下記物件の入札及び契約に関する一切の権限を委任します。

受任者（委任された人）

〒 -

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号 _____

代理人使用印

印

※シャチハタ不可

委任売払物件の表示

物件番号	所在地及び地番
R8-	

- ・ 法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名をご記入ください。
- ・ 法人社員が法人代表者を代理する場合も「委任状」が必要となります。
- ・ 代理人の方は、入札等において必ず「代理人使用印」を使用しなければなりません。

入札保証金納付証明書

令和 年 月 日

甲斐市長 保坂 武 様

《入札者》

〒 _____

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ (印)

(法人名及び代表者名)

(印鑑登録印)

次の金額を市有財産売却一般競争入札保証金として納付します。

入札保証金 納付額	¥	物件番号	R 8 -
--------------	---	------	-------

※入札保証金を甲斐市に納付した旨の証明として、納付を依頼した金融機関から交付を受けた「納入通知書・領収書」のコピーをご自身でとっていただき、下の貼付箇所に確実にのり付けしてください。

入札保証金納付後の「納入通知書・領収書」のコピー貼付箇所

令和 年 月 日

甲斐市長 保 坂 武 殿

住 所 _____
商号又は名称 _____
氏 名 _____ 印
(印鑑登録印)

上記代理人住所 _____
上記代理人氏名 _____ 印
(委任状の代理人使用印)

入 札 書

市有財産売払一般競争入札案内書等を了承の上、入札します。

入 札 金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺	
											円

入札対象物件	物件番号	所在地及び地番
	R8-	

(注)委任状を提出して代理人が入札する場合は、「上記代理人氏名」に記載の上、押印すること。

立会申請書

令和 年 月 日

甲斐市において行われる下記の入札案件に係る立会いについて申請します。

記

物 件 番 号 R 8 -

甲斐市長 保坂 武 様

住 所 _____

商号又は名称 _____

氏 名 _____

上記代理人氏名 _____

入札保証金充当承諾書兼契約保証金充当承諾書

甲斐市長 保坂 武 様

令和 年 月 日

入 札 保 証 金 充 当 承 諾 書

物件番号	物件名称	落札金額	納付済入札保証金
		円	円
		円	円

入札物件のうち、落札した上記物件について、一般競争入札（市有財産売却）の参加申込の際に納付した入札保証金を全額契約保証金に、甲斐市財務規則第 168 条第 1 項の規定により充当することを承諾します。

申込者 住所 _____

氏名 _____ (印)

(印鑑登録印)

契 約 保 証 金 充 当 承 諾 書

物件番号	物件名称	売買代金	充当する保証金
		円	円
		円	円

入札した物件のうち、落札した上記物件に係る[入札・契約]保証金全額を、売買代金の一部に、甲斐市財務規則第 168 条第 2 項の規定により充当することを承諾します。

なお、売買代金残額については、令和 8 年 1 2 月 1 8 日（金）までに納付します。

申込者 住所 _____

氏名 _____ (印)

(印鑑登録印)

土地売買契約書〔案〕

売出人 甲斐市（以下「甲」という。）と買受人 **落札者**（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産（土地等）の売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、甲の所有する次の土地及びこれらの付属物等（以下「売買物件」という。）を現状の姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所 在	地 番	地 目	実測面積
購入土地			購入面積 m ²

（売買代金）

第3条 売買物件の代金（以下「売買代金」という。）は、金 **落札金額** 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約を締結しようとするとき、契約保証金として金 **落札金額の100分の10以上** 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金 **入札保証金額** 円は入札保証金より充当することができる。

3 第1項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 第1項に定める契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとする。

6 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属する。

（支払方法）

第5条 乙は、この契約締結後に甲の発する納入通知書により、甲が定めた日までに売買代金から乙が既に納付した契約保証金を控除した金額を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記嘱託）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を納付し、甲がその収納を完了した時に乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、その所有権移転の登記を嘱託するものとする。この場合において、登記に要する費用は乙の負担とし、乙は、登記に必要な書類、収入印紙等をあらかじめ甲に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条第1項の規定により売買代金の収納を完了したときには、売買物件を乙に引き渡すものとする。

2 甲及び乙は、売買物件の公算面積と実測面積との間に差異があっても、互いに異議を申し立てないとともに、売買代金増減の請求をしないものとする。また、甲は、地積更正登記の責を負わないものとする。

(危険負担)

第8条 乙は、この契約締結の時から前条の規定による売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任の排除)

第9条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(条件)

第10条 売買物件については、次に定める各号の条件を付すものとする。また、売買物件の所有権を第三者に移転し、又はその物件を第三者に貸し付ける場合についても、当該条件を付して売却及び貸付するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号及び同法第32条第1項各号の規定する暴力団等の事務所その他これらに類する用途に供してはならない。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途に供してはならない。

2 甲は、第1項に定める事項について必要があると認めるときには、乙に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。この場合において、乙は、報告若しくは資料の提出を怠る、又は実地調査を拒む、若しくは妨げてはならない。

(違約金)

第11条 乙は、前条に定める義務に違反したときには、売買代金の3割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときには、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を言う。以下「役員等」という。）が、暴力団または暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を本契約締結時の原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときには、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(諸規約の承継)

第17条 甲は、乙に対し、環境の維持又は管理の必要上定められた法令等に基づく甲の権利及び義務を承継させ、乙は、これを承継する。

2 乙は、第10条第2項の規定により、売買物件の所有権を第三者に移転し、又はその物件を第三者に貸し付けるときには、前項に定める権利及び義務について、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。

(相隣関係等への配慮)

第18条 乙は、当該物件の使用にあたっては、十分な注意をもって管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するとともに、紛争が生じた場合には、乙の責任においてこれを解決しなければならない。

(訴訟管轄)

第19条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、甲府地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 山梨県甲斐市篠原2610番地

代表者 甲斐市長 保 坂 武 印

(乙) 住 所

氏 名

物 件 調 書

物 件 調 書					物件番号	R8-1
所 在 地 及び地番	甲斐市篠原字大冷間 1174 番 甲斐市篠原字大冷間 1176 番 5		地目	宅地	地積 (実測)	332.33 m ²
用途地域	条例区域 ※第一種低層住居相当	建ぺい率	60%		容 積 率	200%
そ の 他 制 限	・ 甲斐市景観条例による田園居住景観形成地域 ・ 埋蔵文化財包蔵地の指定なし					
接面道路 の 状 況	・ 北側：幅員約 3.35mの舗装市道（南小学校線）に等高に接面 ・ 東側：農道落合 5 号線に等高に接面					
電 気	接面道路配線 有					
ガ ス	都市ガス 無					
上 水 道	接面道路配管 有					
下 水 道	接面道路配管 無					
交通機関	J R 中央本線 竜王駅から 3,800m					
校 区	小学校	市立竜王南小学校		中学校	市立竜王中学校	
店 舗 等	店舗	商業施設など		金融機関	地方銀行、信用金庫、信用組合など	
そ の 他 特記事項	・ 水路に分断された不整形地です。 ・ 接面道路が建築基準法上の道路に該当せず、現状では建物の建築はできません。 ・ 現状有姿での引渡しになります。 ◆お問い合わせは 都市計画法・景観法に関すること 都市計画課 Tel.055-278-1669 建築基準法に関すること 建築住宅課 Tel.055-268-2336 法定外公共物に関すること 建設課 Tel.055-278-1668 文化財保護法に関すること 生涯学習文化課 Tel.055-278-1697 下水道使用に関すること 上下水道業務課 Tel.055-276-0734 水道使用に関すること 上下水道業務課 Tel.055-276-0734					





物 件 調 書

物件番号

R8-2

所在地及び地番	甲斐市中下条字前田 1245 番 3		地目	宅地	地積 (実測)	98.97 m ²																		
用途地域	第一種住居地域	建ぺい率	60%		容 積 率	200%																		
その他制限	・ 甲斐市景観条例による市街地景観形成地域 ・ 居住誘導区域 ・ 埋蔵文化財包蔵地の指定なし																							
接面道路の状況	・ 北側：幅員約 5.0mの舗装市道（西町前田 2 号線）に等高に接面																							
電気	接面道路配線 有																							
ガス	都市ガス 無																							
上水道	接面道路配管 有																							
下水道	接面道路配管 有																							
交通機関	J R 中央本線 竜王駅から 1,700m																							
校区	小学校	市立敷島小学校		中学校	市立敷島中学校																			
店舗等	店舗	商業施設など		金融機関	地方銀行、信用金庫など																			
その他特記事項	・ 田富町敷島線街路事業の対象地部分は、除外してあります。 ・ 現状有姿での引渡しになります。 ◆お問い合わせは <table><tr><td>都市計画法・景観法に関すること</td><td>都市計画課</td><td>Tel.055-278-1669</td></tr><tr><td>建築基準法に関すること</td><td>建築住宅課</td><td>Tel.055-268-2336</td></tr><tr><td>法定外公共物に関すること</td><td>建設課</td><td>Tel.055-278-1668</td></tr><tr><td>文化財保護法に関すること</td><td>生涯学習文化課</td><td>Tel.055-278-1697</td></tr><tr><td>下水道使用に関すること</td><td>上下水道業務課</td><td>Tel.055-276-0734</td></tr><tr><td>水道使用に関すること</td><td>上下水道業務課</td><td>Tel.055-276-0734</td></tr></table>						都市計画法・景観法に関すること	都市計画課	Tel.055-278-1669	建築基準法に関すること	建築住宅課	Tel.055-268-2336	法定外公共物に関すること	建設課	Tel.055-278-1668	文化財保護法に関すること	生涯学習文化課	Tel.055-278-1697	下水道使用に関すること	上下水道業務課	Tel.055-276-0734	水道使用に関すること	上下水道業務課	Tel.055-276-0734
都市計画法・景観法に関すること	都市計画課	Tel.055-278-1669																						
建築基準法に関すること	建築住宅課	Tel.055-268-2336																						
法定外公共物に関すること	建設課	Tel.055-278-1668																						
文化財保護法に関すること	生涯学習文化課	Tel.055-278-1697																						
下水道使用に関すること	上下水道業務課	Tel.055-276-0734																						
水道使用に関すること	上下水道業務課	Tel.055-276-0734																						

位置図



参考図



現況写真



南西方から



北東方から



北西方から



南東方から

物 件 調 書

物 件 調 書					物件番号	R8-3
所 在 地 及び地番	甲斐市篠原字戸田道下 795 番 19		地目	宅地	地積 (実測)	96.32 ㎡
	甲斐市篠原字戸田道下 797 番 5					
用途地域	第一種住居地域	建ぺい率	60%		容 積 率	200%
そ の 他 制 限	・ 甲斐市景観条例による市街地景観形成地域 ・ 居住誘導区域、建築基準法 22 条区域 ・ 埋蔵文化財包蔵地の指定なし					
接面道路 の 状 況	・ 東側：幅員約 6.6mの舗装市道（田中中八幡線）に不等高で接面					
電 気	接面道路配線 有					
ガ ス	都市ガス 無					
上 水 道	接面道路配管 有					
下 水 道	接面道路配管 有					
交通機関	J R 中央本線 竜王駅から 3,100m					
校 区	小学校	市立竜王南小学校		中学校	市立竜王中学校	
店 舗 等	店舗	商業施設など		金融機関	地方銀行、信用金庫、信用組合など	
そ の 他 特記事項	・ 駐車場用地として賃貸借契約中であり、引渡しまでに契約解除します。 ・ 住宅用地としては利用の制限やスロープ設置等追加費用がかかることが予測される。 ・ 現状有姿での引渡しになります。 ◆お問い合わせは					
	都市計画法・景観法に関すること		都市計画課		Tel055-278-1669	
	建築基準法に関すること		建築住宅課		Tel055-268-2336	
	法定外公共物に関すること		建設課		Tel055-278-1668	
	文化財保護法に関すること		生涯学習文化課		Tel055-278-1697	
	下水道使用に関すること		上下水道業務課		Tel055-276-0734	
	水道使用に関すること		上下水道業務課		Tel055-276-0734	

位置図



参考図



現況写真



北方から



東方から



北西方から



南方から

物 件 調 書

物件番号

R8-4

所在地及び地番	甲斐市岩森字道下 1629 番 11 甲斐市志田字水無 372 番 1		地目	宅地	地積 (実測)	163.93 m ²
用途地域	第一種住居地域	建ぺい率	60%		容 積 率	200%
その他制限	・ 甲斐市景観条例による市街地景観形成地域 ・ 居住誘導区域 ・ 埋蔵文化財包蔵地の指定なし					
接面道路の状況	・ 西側：幅員約 5.7mの舗装市道（山本新田線）に等高に接面					
電気	接面道路配線 有					
ガス	都市ガス 無					
上水道	接面道路配管 有					
下水道	接面道路配管 有					
交通機関	J R 中央本線 塩崎駅から 300m 徒歩 4 分					
校区	小学校	市立双葉西小学校		中学校	市立双葉中学校	
店舗等	店舗	商業施設など		金融機関	地方銀行、信用金庫、信用組合など	
その他特記事項	・ 敷地内に不詳な鉄柱があります。 ・ 敷地外周に建築時期等不詳なコンクリート塀があり、所有は市・隣接者と売払物件に付随と分かれております。 ・ 現状有姿での引渡しになります。 ◆お問い合わせは 都市計画法・景観法に関すること 都市計画課 Tel.055-278-1669 建築基準法に関すること 建築住宅課 Tel.055-268-2336 法定外公共物に関すること 建設課 Tel.055-278-1668 文化財保護法に関すること 生涯学習文化課 Tel.055-278-1697 下水道使用に関すること 上下水道業務課 Tel.055-276-0734 水道使用に関すること 上下水道業務課 Tel.055-276-0734					

位置図



